

令和 8 年度第 1 回四街道市国民健康保険運営協議会

次第

日 時 令和 8 年 7 月 2 8 日(火)

午後 1 時～

場 所 四街道市

保健センター 3 階機能訓練室

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議題

(1) 令和 7 年度四街道市国民健康保険特別会計決算について（報告）

【資料 1－1、1－2】

(2) 令和 7 年度四街道市国民健康保険事業計画評価について（報告）【資料 2】

(3) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（報告）

【資料 3－1、3－2】

4. その他

5. 閉 会

四街道市国民健康保険特別会計決算(5年間の推移)

資料1-1

【決算】

(単位：千円)

歳入		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度(見込み)	対前年増減額
国民健康保険税		2,005,414	1,925,326	1,781,437	1,886,845	1,849,455	△ 37,390
国庫支出金		9,600	43	238	1,588	124	△ 1,464
県支出金		6,050,563	5,990,106	5,816,324	5,545,949	5,487,189	△ 58,760
繰入金	一般会計繰入金	501,101	499,580	495,960	521,967	533,389	11,422
	保険基盤安定	392,511	389,777	384,513	413,813	397,803	△ 16,010
	未就学児均等割	-	5,989	5,394	5,817	5,497	△ 320
	職員給与費等	52,523	49,187	47,817	48,895	54,818	5,923
	出産育児一時金	15,088	12,571	16,560	14,976	17,643	2,667
	財政安定化支援	26,722	25,636	22,406	17,520	16,624	△ 896
	産前産後保険税	-	-	169	865	1,327	462
	その他	14,257	16,420	19,100	20,081	39,677	19,596
国保財政調整基金繰入金		57,065	100	231,136	43,282	32,388	△ 10,894
繰越金		5,718	15,475	18,896	0	7,453	7,453
諸収入		45,968	50,290	46,768	19,918	12,746	△ 7,172
合 計		8,675,428	8,480,919	8,390,759	8,019,549	7,922,744	△ 96,805

(単位：千円)

歳出		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度(見込み)	対前年増減額
総務費		53,946	50,047	49,380	50,926	56,534	5,608
保険給付費		5,928,312	5,880,638	5,751,699	5,446,070	5,408,823	△ 37,247
国民健康保険事業費納付金		2,448,054	2,363,615	2,478,885	2,405,248	2,343,450	△ 61,798
共同事業拠出金		1	1	1	0	0	0
保健事業費		76,770	81,893	82,616	63,717	66,419	2,702
諸支出金		21,342	21,343	17,975	13,860	14,295	435
合 計		8,528,425	8,397,537	8,380,555	7,979,820	7,889,521	△ 90,299

【被保険者数推移】

(単位：人)

区 分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度(見込み)	対前年増減数
一般被保険者数	19,050	17,913	16,980	15,995	15,175	△ 820

【国保税徴収率推移】

(単位：%)

区 分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度(見込み)	対前年増減数
現年課税分	91.4	91.7	91.6	90.9	90.9	0.0
滞納繰越分	19.7	20.8	21.3	18.9	20.0	1.1
合 計	69.8	71.1	71.3	72.4	72.6	0.2

【国保財政調整基金推移】

(単位：千円)

国保財政調整基金残高	6年度末	6年度決算 (積立後)	7年度末	7年度決算 (積立額)	7年度決算 (積立後)	○8年度 当初予算での 取崩額は、 0円です。
	47,091	79,367	46,979	30,560	77,539	

(7年度決算 積立額内訳)

歳入決算 7,922,744千円 - 歳出決算 7,889,521千円 = 33,223千円 …7年度決算剰余金
 剰余金 33,223千円 - 繰越金※ 2,663千円 = 30,560千円 …7年度決算財調積立額

※7年度普通交付金の清算分。8年度普通交付金と相殺されるため、8年度予算において前年度繰越金として計上予定。

○数値の端数処理について

各項目の数値は、単位未満の端数を四捨五入で処理しているため、合計と内訳の数値が一致しない場合があります。

令和7年度 四街道市国民健康保険特別会計決算概要

(単位：千円)

	事業名	区分	事業概要	6年度	7年度 (見込み)	増減額
総務費	一般管理費	継続	国民健康保険事業に係る一般事務費です。 ・日常事務に要する消耗品の購入や旅費等 ・被保険者証、高額療養費通知等の発送 ・レセプト電算処理、資格確認書作成等の委託	26,635	31,307	4,672
	連合会負担金	継続	国保連合会へ負担金を支出することによって、国民健康保険事務を円滑に行います。	2,297	2,222	△ 75
	賦課徴税費	継続	国民健康保険税を適正に賦課・徴収するための電算処理事務や各種通知、収納状況等を管理するための電算処理事務及び収納業務を行います。	21,747	22,777	1,030
	運営協議会費	継続	国保事業の運営に関する重要事項を審議するため、医療、被保険者等の代表で組織した国保運営協議会を開催します。	247	228	△ 19
	合 計			50,926	56,534	5,608
保険給付費	一般被保険者療養給付費	継続	一般被保険者が保険医療機関で診療を受けた際の保険給付割合の額を保険給付費として支出します。 【件数】 令和6年度：273,690件 令和7年度：257,971件	4,664,762	4,605,117	△ 59,645
	一般被保険者療養費	継続	一般被保険者が療養に要した費用を一時支払いした際、その費用の保険給付割合の額を療養費として支出します。 【件数】 令和6年度：4,806件 令和7年度：4,166件	31,560	29,373	△ 2,187
	審査支払手数料	継続	診療報酬明細書等の審査に要する手数料を支出します。 【件数】 令和6年度：280,670件 令和7年度：254,839件	10,751	15,523	4,772

	事業名	区分	事業概要	6年度	7年度 (見込み)	増減額
保険給付費	一般被保険者高額療養費	継続	一般被保険者の医療費の自己負担額が一定金額を超えた場合、超えた額を高額療養費として支出します。 【件数】 令和6年度：12,708件 令和7年度：12,191件	710,819	726,034	15,215
	一般被保険者高額介護合算療養費	継続	一般被保険者の医療費の自己負担額と介護保険の自己負担額が一定金額を超えた場合、超えた額を高額介護合算療養費として支出します。 【件数】 令和6年度：36件 令和7年度：32件	674	892	218
	高額療養費等 計			711,494	726,926	15,432
	一般被保険者移送費	継続	一般被保険者が入院・転院などによって移送費を負担した場合、必要と認める額を支給します。 【件数】 令和6年度：0件 令和7年度：0件	0	0	0
	出産育児一時金	継続	被保険者の出産に対し、出産育児一時金500,000円を支給します。 【件数】 令和6年度：45件 令和7年度：53件	22,379	26,534	4,155
	葬祭費	継続	被保険者の死亡により葬祭を行った者に、葬祭費50,000円を支給します。 【件数】 令和6年度：102件 令和7年度：107件	5,100	5,350	250
	傷病手当金	継続	新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染の疑いのある被保険者に傷病手当金を支給します。 【件数】 令和6年度：1件 令和7年度：0件	25	0	△ 25
	合 計			5,446,070	5,408,823	△ 37,247
事業費健康保険	国民健康保険事業費納付金	継続	平成30年度からの国民健康保険制度改正により、千葉県が国民健康保険給付費等交付金の交付に要する費用と、その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む）を千葉県に納付します。	2,405,248	2,343,450	△ 61,798
	合 計			2,405,248	2,343,450	△ 61,798

	事業名	区分	事業概要	6年度	7年度 (見込み)	増減額
保健事業費	保健事業費一般	継続	医療費の適正化を図るため、パンフレット作成・医療費通知・ジェネリック医薬品差額通知や被保険者の疾病の予防・早期発見・早期治療のため人間ドック助成事業を行います。 【人間ドック利用助成件数】 令和6年度：877件 令和7年度：846件 【脳ドック利用助成件数】 令和7年度：101件 【ジェネリック医薬品利用差額通知書送付件数】 令和6年度：396件 令和7年度：243件 【糖尿病性腎症重症化予防に係る保健指導実施件数】 令和6年度：2件 令和7年度：1件	28,692	27,753	△ 939
	特定健康診査等事業	継続	40歳以上の国民健康保険の被保険者に対し、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の予防を目的とする特定健康診査・保健指導を行います。 【特定健康診査対象者】 令和6年度：13,300人 令和7年度：12,418人 【受診者】 令和6年度：2,772人 令和7年度：2,824人 【受診率】 令和6年度：20.8% 令和7年度：22.7%	35,025	38,666	3,641
	合 計			63,717	66,419	2,702
諸支出金	一般被保険者保険税還付金	継続	過年度に賦課し納付された一般被保険者保険税のうち、過誤納となった保険税を還付します。 【件数】 令和6年度：245件 令和7年度：310件	7,071	8,305	1,234
	償還金	継続	前年度の国庫支出金等に超過交付額が生じた場合に、その額を返還します。	6,748	5,966	△ 782
	一般被保険者還付加算金	継続	過誤納となった一般被保険者保険税を還付する際に還付加算金を支出します。 【件数】 令和6年度：23件 令和7年度：15件	41	24	△ 17
	延滞金	継続	社会保険診療報酬支払基金等に対し、支払が遅れた場合に支払います。 【件数】 令和6年度：0件 令和7年度：0件	0	0	0
	合 計			13,860	14,295	435
総 計				7,979,821	7,889,521	△ 90,300

※数値の端数処理について

各項目数値は単位未満の端数を四捨五入で処理しているため、合計と内訳の数値が一致しない場合があります。

令和 7 年度四街道市国民健康保険事業計画評価

1 主な事業

(1) 適用適正化対策事業の推進

① 被保険者資格の適正化〈毎月〉

社会保険に加入している可能性がある被保険者等に対し、届出勧奨及び職権による資格喪失処理を行う。

※実施状況評価

国民年金第 1 号・3 号被保険者資格喪失者一覧表を活用し、届け出又は、職権喪失による資格の適正管理につなげることができた。

② 居所不明被保険者の実態調査〈3 月〉

各種郵送物が送致不能となった者（居所不明者）を把握した場合、住民基本台帳担当課と連携し、住民登録や被保険者資格の適正化を図る。

※実施状況評価

保険税納付書や被保険者証の送致不能者の居住状況の現況調査を実施し、住民票担当課（窓口サービス課）との連携を図り、国保資格の適正管理につなげることができた。

③ 適用適正化月間における集中調査の実施〈1 1 月〉

擬制世帯等※の被保険者について、社会保険に加入できる可能性があることなどを記載した調査票を送付するなどし、被用者保険の被扶養者への移行を促す。

※… 国民健康保険被保険者の属する世帯で、世帯主が国民健康保険の被保険者でない世帯

※実施状況評価

調査票を発送し、被用者保険の被扶養者の対象となる可能性があることを周知し、資格の適正管理につなげることができた。

(2) 国保税収納率向上対策事業の推進

① 収納体制の整備〈通年〉

国保税の収納業務について、総務部収税課と緊密に連携し、納税状況の改善が見られない者に対して財産調査を実施し、その結果により差押を行うほか、生活困窮者と判断される者には執行停止措置を講じるなどの対応を実施する。

※実施状況評価

総務部収税課と緊密に連携し、効率的に過年度分と現年度分とあわせて徴収業務の強化を図った。

また、市税等収納向上対策本部を活用し、年間計画に基づいて納め忘れ納付書の送付、納税相談を実施し、国保税収納率の向上に努めた。

② 滞納整理の実施〈通年〉

滞納者に対し、督促状、年2回の催告書送付のほか、市税等収納向上対策の一環として、年4回の休日（4月、7月、10月、2月）に納税相談や納付書送付などの納付勧奨を行うとともに、分納不履行者へ催告や戸別訪問を実施する。

また、滞納者へのきめ細やかな対応を目的として、電話による催告を自動で行えるシステムの導入に向けた準備を行う。

※実施状況評価

滞納者に対し、催告書を送付し、随時納税相談を行うとともに滞納処分（差押）を行った。また、納付を促すために、四半期ごとに納め忘れ納付書を送付した。

なお、納め忘れ納付書送付を中心に滞納整理を行っている。

③ 口座振替の推進〈通年〉

市広報誌「市政だより」やホームページ、パンフレットなどを活用し、国民健康保険税は原則口座振替納付であることを周知する。また、常時加入手続き時に原則口座振替納付であることを案内し、ペイジー口座振替受付サービスによる口座振替登録を活用する。

※実施状況評価

市役所の窓口で口座振替の手続きが可能となるペイジー口座振替サービスを活用し、窓口対応時に口座振替利用の勧奨を行った。

(3) 医療費適正化対策事業の促進

① レセプト点検の充実〈毎月〉

医療機関等のレセプト（診療報酬明細書）や柔道整復施術療養費・あはき（あん摩マッサージ・はり・きゅう）療養費の支給申請書の内容や資格を千葉県国保連合会の審査とは別に、市においても審査（点検）を行う。

※実施状況評価

被保険者資格の点検及び委託業者による内容の点検を行い、診療報酬の支払いの適正化を図った。

② 医療費通知〈1月、3月〉

医療費の適正化を図るため、被保険者が受診した際の保険者（四街道市国民健康保険）の負担額を被保険者に通知することにより、重複・頻回受診の抑止を図るとともに、通院日数や一部負担額などについても通知するこ

とで、医療機関等の医療給付費の不正受給の防止を図る。

※実施状況評価

医療費通知を年2回送付し、被保険者自身に通院日数、一部負担額などについて通知することで、医療費への関心をもってもらった。

③ ジェネリック医薬品利用の促進

〈啓発品の配布：通年、差額に関する通知の発送：8月、2月〉

ジェネリック医薬品の利用を促進するため、ジェネリック医薬品を希望する意思を示せるカードケースを配布し、ジェネリック医薬品への切り替えが可能と思われる対象者には、切り替えた場合の差額を通知する。

※実施状況評価

国保加入手続き時に窓口にて、ジェネリック医薬品希望カード兼保険証ケースを配布するとともに、8月と2月にはジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額を通知し、先発医薬品より安価なジェネリック医薬品利用率の向上に努めた。

④ 第三者行為による給付に対する求償〈7月、11月、3月〉

交通事故等の第三者（加害者）から受けた傷害などの治療費は、原則として第三者（加害者）が負担すべきものであることから、交通事故等の第三者行為の届出があったものについては、加害者側に適正に求償を行う。

また、第三者行為が疑われるレセプトが抽出された場合、対象者に負傷原因の調査を行うことで第三者行為の発見に繋げる。

※実施状況評価

千葉県国民健康保険団体連合会への委託等により、当市で立替えた医療費の求償を実施することで、適正な医療給付の在り方に資することができた。

また、負傷原因報告書について、L o G o フォームを利用した電子化を行い、被保険者の提出に関する負担を軽減することができた。

(4) 保健事業の推進

① 特定健康診査・特定保健指導の推進〈通年〉

生活習慣病の発症や重症化を予防し、生活習慣を改善するため、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする第4期特定健康診査等実施計画に基づき、受診勧奨などの受診率を高める取組みを行いながら、特定健康診査・特定保健指導を実施する。

※実施状況評価

特定健康診査等受診率の向上のため、未受診者勧奨事業を見直し、A I を使用した対象者の特性に合う未受診者勧奨通知を送付した。また、市政だよりや市ホ

ホームページへの記事掲載、市 Facebook への投稿等するとともに、自治回覧及び市 P R 大使を活用した広報を行った。

(個別健診は 4 ～12 月、集団健診は 7、1 2 月に実施。)

② 特定健康診査受診者へのインセンティブの取組【新規・単年】

近年、特定健康診査の受診率の低迷が続いているため、より多くの方に受診いただけるよう受診者に対して抽選によりクオカードを配布する。

- ・「健康第一キャンペーン」 1, 0 0 0 円分、6 0 0 人限定
- ・「みんなで受けよう健診キャンペーン」 5 0 0 円分、5 0 0 人限定

※実施状況評価

受診者の抽出及び抽選を適切に行い、令和 8 年 2 月にクオカードの発送を行った。

- ・「健康第一キャンペーン」…5 4 0 人へ送付
- ・「みんなで受けよう健診キャンペーン」…8 7 人へ送付

結果、当初見込みよりも抽出結果人数が少なかったため、翌年度実施においては抽出条件を見直す予定。

③ 短期人間ドック受検費用の助成〈通年〉【補助率改正】

脳ドック受検費用の助成〈通年〉【新規】

生活習慣病等の疾病の早期発見・早期治療及び健康意識向上のため、費用の 1 0 分の 5 に相当する額の助成（最大 2 5, 0 0 0 円）を行う。

「市民の声」及び印旛管内の全ての市が導入済みであることを踏まえ、令和 7 年度から脳ドック受検について、費用の 1 0 分の 5 に相当する額の助成（最大 1 5, 0 0 0 円）を行う。

※実施状況評価

市政だよりや市ホームページ、検診ガイドなどで周知を行い、短期人間ドック受検の推進を行った。また、脳ドック費用助成についても円滑に導入し、当初見込みより多くの利用対象者へ費用助成をすることができた。

④ 保健指導の推進〈通年〉

健康増進課や地区医師会・歯科医師会などの関係各所と連携し、糖尿病性腎症重症化予防プログラムや糖尿病と歯周病に着目した歯科受診勧奨などの健康づくりに関わる事業を行う。

※実施状況評価

糖尿病性腎症の重症化予防を目的としたプログラムについて、より多くの対象者に保健指導を利用いただけるよう、勧奨期間を見直すとともに、かかりつけ医と連携し、事業を実施した。また、糖尿病と歯周病の関係性に着目した歯科への受診勧奨事業について、対象者へアンケートと勧奨通知を送付した。

⑤ **みなし健診事業の推進〈通年〉【新規】**

特定健診受診率向上のため、医療機関等で特定健診と同様の検査を受けた場合、結果を提供いただくことで、特定健診を受診したものとみなす事業を開始する。医療機関等に依頼をし、受診勧奨に協力いただく。

※実施状況評価

多くの医療機関に協力をいただいたことで、77件のみなし健診の提出があり、受診率の大幅な向上に繋がった。感謝申し上げるとともに、引き続き、受診勧奨と医療機関への協力依頼を進めていく。

(5) **普及啓発事業の推進〈通年〉**

市広報誌「市政だより」やホームページ、パンフレット配布を活用して、国民健康保険制度の趣旨、疾病予防などについての周知を行う。

国保年金課窓口にあるデジタルサイネージを活用し、特定健診や歯科口腔保健などの普及啓発を図る。

※実施状況評価

市広報誌「市政だより」やホームページにより、国民健康保険の運営状況、国保制度（広域化を含む。）及び事業の周知・啓発を行った。また、デジタルサイネージを活用することにより、窓口の事務手続等の待ち時間に特定健診の受診勧奨や歯科口腔保健などの啓発を行った。

四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

(専決処分)

(地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う軽減判定所得の引上げ)

改正の概要

国民健康保険税には、低所得者に対する軽減措置があり、加入世帯の所得に応じて、7割、5割、2割の軽減を受けることができます。この軽減判定所得につきましては、国が経済動向や消費者物価などを総合的に勘案し見直しており、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、市国民健康保険税条例においても定める額を変更いたしました。

改正の詳細については、物価上昇(所得水準の全体的な上昇)の影響で軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないように、下記のとおり基準を緩和するものです。

記

○国民健康保険加入世帯の軽減判定所得の算定において、世帯主を含む被保険者数に乘じる金額

軽減割合	改正前	改正後
5割軽減	30万5千円	31万円
2割軽減	56万円	57万円

対象者

四街道市国民健康保険の納税義務を有する方のうち、均等割額と平等割額の5割又は2割の軽減を受ける方です。

※7割の軽減を受ける方の基準額に変更はありません。

施行期日

令和8年4月1日

四街道市国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
(国民健康保険税の減額) 第21条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額とする。 (1) (略) (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>31万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ (略) (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の	(国民健康保険税の減額) 第21条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額とする。 (1) (略) (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>30万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ (略) (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の

合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき57万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ （略）

2 （略）

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の6に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2)～(9) （略）

合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ （略）

2 （略）

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2)～(9) （略）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の四街道市国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。